

Uターン移住創業支援事業 概要説明

令和5年4月

 Fukui Industrial Support Center
公益財団法人 ふくい産業支援センター

目次

1. 概要
2. 助成対象事業者
3. 助成対象経費
4. 助成率・助成対象期間
5. 募集スケジュール
6. 採択基準
7. 今後のスケジュール
8. 問い合わせ先

1. Uターン移住創業支援事業助成金の概要

対象者：以下の要件を全て満たす者

- ① **公募開始日から事業完了日**までに福井県内で創業する者
- ② 公募開始日の1年前から事業完了日までに住民票を移して居住し、かつ継続して5年以上居住すること
- ③ 移住前に**連続して5年以上**県外に在住していたこと

助成対象 : 事業拠点開設・商品開発・販路開拓
に係る経費

助成率 : 2/3以内 (上限200万円)

募集期間 : **2023.4.1～ 5.17**

事業期間 : 交付決定日から**翌年1月末**まで

2. 助成事業対象者

①公募開始日から事業完了日まで福井県内で創業する者 「創業」とは・・・

個人事業の開業をすること、または会社等（会社法上の株式会社、合同会社、合名会社、合資会社もしくは企業組合、協業組合、特定非営利活動法人をいう。）の設立を行い代表者となること

大企業および「みなし大企業」は対象外

「みなし大企業」とは・・・

- ・発行済株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が発行している中小企業者。
- ・発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者。
- ・大企業の役員または職員を兼ねているものが、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。

中小企業者

業種分類	定 義
製造業その他 (注1)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業 (注2)	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

(注1) ゴム製品製造業(一部を除く)は資本金3億円以下又は従業員900人以下

(注2) 旅館業は資本金5千万円以下又は従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は資本金3億円以下又は従業員300人以下

2. 助成事業対象者

②公募開始日の1年前から事業完了日まで住民票を移して居住し、かつ継続して5年以上居住すること

③移住前に連続して5年以上県外に在住していたこと
「連続して」5年以上なので、途中1カ月でも県内に在住していた場合には対象外となります。

期間中に創業できなかった場合、交付決定後5年未満で福井県から転出した場合は全額返還対象となります。

3. 助成対象経費 (1/6)

助成対象事業実施のために必要となる経費となりますが、以下の①～③の条件をすべて満たすものを対象とします。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

交付決定は6月下旬～7月上旬頃の予定です。

- ② 交付決定日以降の契約・発注により発生した経費

※ 店舗等借入費・設備リース費については、交付決定日より前の契約であっても、交付決定日以降に支払った補助事業期間分の費用は対象となります。

- ③ 証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費

3. 助成対象経費(2/6)

ア) 事業拠点開設

- ・事業開始時に必要な経費

経費区分	内 容
事業拠点開設	・起業・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費 ・店舗等借入費 ・事務所等改装費(ただし、不動産の増改築および<u>価格が税抜50万円以上のものを除く。</u>) ・人件費(役員および個人事業主と生計を一にする家族は除く) ・事業開始に必要な機械器具等の購入・改良・借用・修繕に要する経費(ただし、車両および<u>取得単価が50万円以上のものを除く。</u>) ・その他創業に必要と認められる経費

※機械器具については、1台50万円(税抜)未満の新品が対象となる。

事業拠点開設事業区分経費にかかる注意点

事務所等改装費

- 税抜き50万円未満の小規模なものが対象となります。
- 自分で行う改装工事にかかる経費は対象となりません。
- 請求書を小額に分割し、複数箇所計上することはできません。原則、内装工事で1か所、外装工事で1か所までです。

事業開始に必要な機械器具等の購入・改良・借用・修繕に要する経費

- 新品で1台につき、税抜50万円未満のものが対象となります。
- 中古品は対象にできません。
- 車両は対象にできません。
- 諸経費、保守管理費は対象になりません。

3. 助成対象経費 (3/6)

イ) 商品開発事業

- ・ニーズ調査等の市場調査にかかる経費
- ・商品開発のための試作等にかかる経費
- ・開発した新商品の求評活動にかかる経費

経費区分	内 容
商品開発事業	旅費、専門家謝金、専門家旅費、資材購入費 外注加工費、試作用機械器具等購入費(ただし、取得価格が50万円以上のものを除く)、機械改造費、借損料 会場借料、会場整備費、サンプル作成費、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費(ただし、その事業の全てを委託するものを除く。)、産業財産権等取得費、資料購入費、印刷製本費 通信運搬費、消耗品費

商品開発事業区分経費にかかる注意点

試作用機械器具等購入費

- **新品**で1台につき**税抜50万円未満**のものが対象となります。
- 事業期間中は**試作についてのみ**使用可能です。事業期間中の試作用機械器具を使用して製造したものの販売はできません。

資材購入費

- 試作用のサンプル作成等にかかる資材等を対象とするものです。
- **実際に販売する商品の資材は対象にできません。**

委託費

- 事業を行うために直接必要なもので、**事業の一部を第三者に委託**するのに必要な経費をいいます。委託内容は事業者が直接実施することができないもの、または実施することが適当でないもの（特殊加工、専門的な調査研究など）とします。

3. 助成対象経費(4/6)

ウ) 販路開拓事業

- ・展示会出展など販路開拓にかかる経費
- ・商品の広報宣伝活動にかかる経費

経費区分	内 容
販路開拓事業	旅費、専門家謝金、専門家旅費、 販路開拓用機械器具等購入費(ただし、取得単価が50万円以上のものを除く。) 会場借料、会場整備費、サンプル作成費、借損料、雑役務費 通訳・翻訳料、委託費(その事業の全てを委託するものを除く) 資料購入費、広告宣伝費、ホームページ作成費、印刷製本費、 通信運搬費、消耗品費

3. 助成対象経費 (5/6)

[助成対象経費についての留意事項]

① 旅費

旅費については、下記を限度として助成対象経費とする。

<国内旅費の場合>

運賃 JR指定席運賃をベースとし、交通費の実費とする。

新幹線はグリーン料金およびのぞみ料金は対象外

宿泊費 実費とする。(上限額は以下の表のとおり)

(国内)

宿泊費(円／泊)	13,400	12,000
地域区分	東京都特別区、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市	左記以外

※ 日当、食卓料、タクシー代、ガソリン代、駐車場代、レンタカー代については助成対象外とする。

3. 助成対象経費 (5/6)

[国内旅費についての補足説明]

① JR指定席運賃がベースとなる。

- ・福井⇄東京往復の場合、北陸新幹線での東京往復も可だが、東京往復割引切符の金額が上限金額となる。
- ・飛行機の使用も可能。ただし、JRと比べて安い方の金額が上限となる。
- ・社内で旅費規程を設けている場合もJR指定席運賃と比べて安い方の金額が上限金額となる。

② 自動車は高速代のみ対象となる。

- ・ガソリン代、駐車場代、レンタカー代金は対象外

3. 助成対象経費(5/6)

(海外) 海外宿泊費の上限額

宿泊費(円/泊)		19,300	16,100	12,900	11,600
地域区分	北米(アメリカ合衆国、カナダ)		ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントンD.C	○	
	欧州	西欧(イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、北欧四か国等)		ジュネーブ、ロンドン、パリ	○
		東欧(ロシア、ポーランド、チェコ、ハンガリー等)		モスクワ	○
	中近東		アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド	○	
	アジア	東南アジア(インドシナ半島(シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシアを含む)、インドネシア、フィリピン等)、韓国、香港等		シンガポール	○
		南西アジア(インド等)、アジア大陸(中国等)、台湾等			○
	中南米				○
	大洋州(オーストラリア、ニュージーランド、ポリネシア、ミクロネシア、メラネシア等)			○	
	アフリカ		アビジャン		○

※海外旅費は**海外展示会出展事業のみ対象**とする。ただし、**2名を限度**とする。日当、食卓料は助成対象外。

3. 助成対象経費 (6/6)

[助成対象経費についての留意事項]

助成対象にならない経費

- ・ 諸経費、一般管理費、現場管理費、保守管理費、詳細が確認できない経費
- ・ 保証金、敷金、保険料、公租公課、水道光熱費
- ・ 飲食費、接待費、交際費、遊興、娯楽に要する費用
- ・ 産業財産権等取得において特許庁に納付する出願手数料、審査請求料、登録料等
- ・ 直接売上や利益につながる費用(ただし、当該事業で作成するパンフレットやホームページ等による宣伝・広告の際に、当該商品の説明や価額、申込方法等を記載することはこの限りではない。)
- ・ 求人広告、団体等の会費、加盟料、手数料
- ・ 申請者本人及び従業員のスキルアップ、能力開発のための研修参加費用
- ・ その他、公的資金の使途として社会通念上、不適切と判断する経費
(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第121号)第2条により定める営業内容等)

4. 助成率・助成対象期間

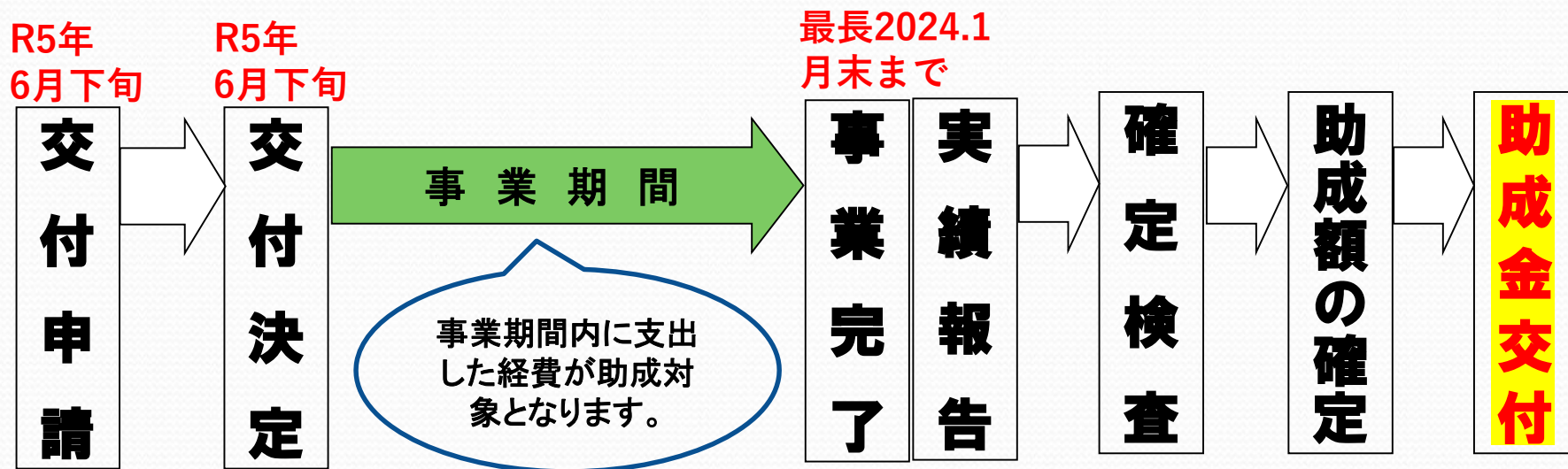
助 成 率	助成限度額	助成対象期間
対象経費の 3分の2以内	200万円	交付決定の日から 翌年1月末

※ 採択の状況により、助成限度額が減額になる場合があります。

※ **事業完了後の助成金交付**となりますので、助成事業期間中は借入金等で必要な資金を調達する必要があります。

※交付決定後に発注する物品が対象となります。（見積の取得は交付決定日前でも有効。）

助成金の支払いについて



- ・ **交付決定日以降に支払った経費が助成対象**となります。それ以前に支払った経費は対象となりません。
- ・ 助成金は**事業終了後の精算払い**になります。

5. 募集スケジュール

(1) 募集期間

令和5年4月1日(土)～**5月17日(水)**[当日必着]

[17:00まで 当日必着]

(2) 提出方法

事務局へ郵便又は宅配便もしくは持参

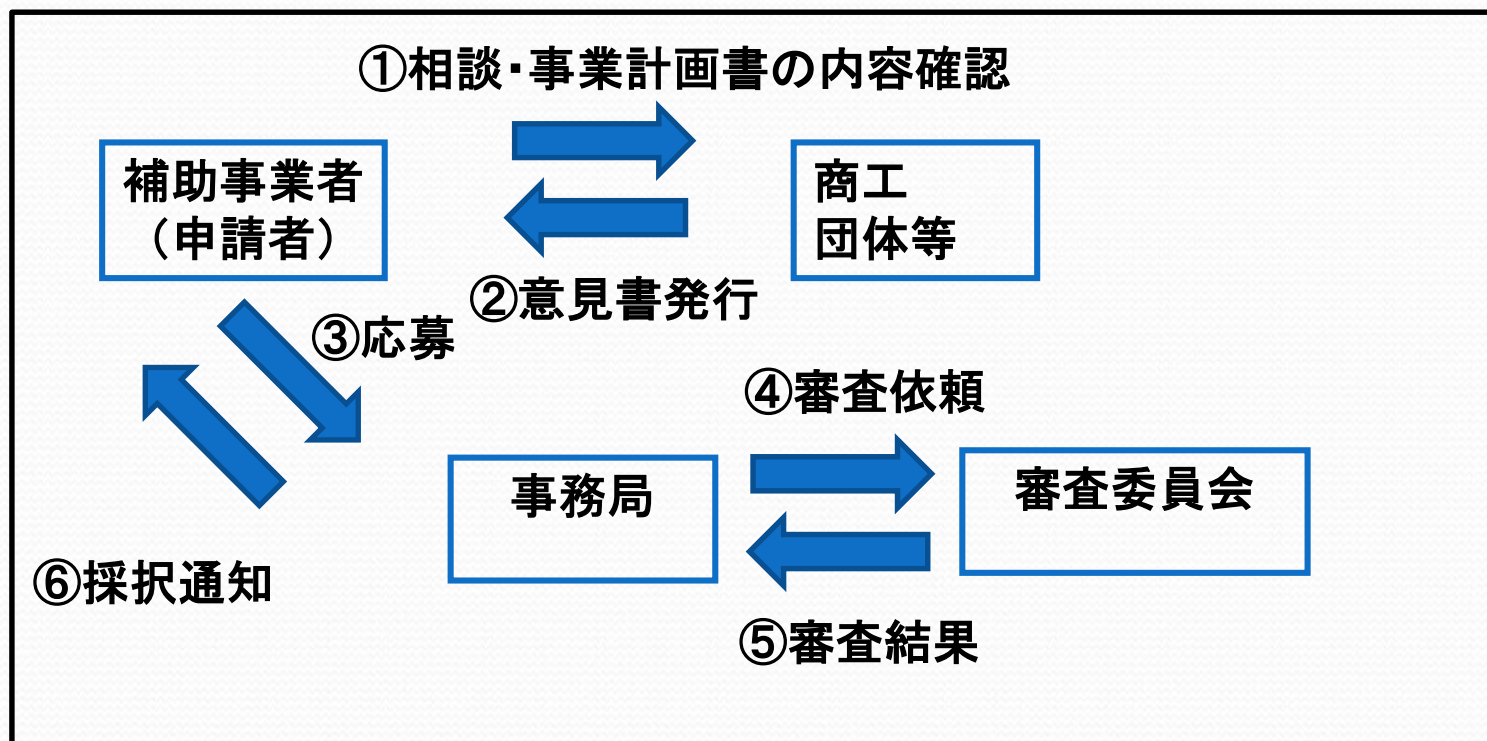
※書類はパソコン等で作成ください。

(メール送信によるデータのみの提出不可)

(3) 提出先

(公財)ふくい産業支援センター 経営支援部

応募方法および採択先の決定方法



6月中旬(予定)に審査委員会を開催し、申請者による事業計画のプレゼンテーションにより採択先を決定。

6. 採択基準

以下の4点を踏まえて採択されます。

- ① 地域社会が抱える課題の解決に資すること(社会性)。
- ② 自律的な事業の継続が可能であること(事業性)。
- ③ 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと(必要性)。
- ④ 起業する者の生産性向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること(デジタル技術の活用)

※審査委員会で計画書の内容を審査します。上記に掲げる条件のほか、計画内容が適切かつ十分な成果を期待し得る事業であるかなども考慮されます。

7. 今後のスケジュール

時期	項目
4/1～5/17	募集期間
5月下旬	事前ヒアリング
6月中旬	審査委員会
6月下旬	採択・交付決定
7月上旬	事業スタート

注意点

※**交付決定日以降、補助対象とする物品の発注が可能**となります。

※**助成金の支払いは事業期間終了後の精算払い**となります。

8. 問い合わせ先

◆事業に関する相談: 支援機関(商工団体、金融機関)

◆本助成金制度及び申請書作成についての相談:

ふくい産業支援センター(以下に記載のとおり)

(公財) ふくい産業支援センター
経営支援部 資金支援グループ

〒910-0296

坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16

(福井県産業情報センタービル内)

TEL 0776-67-7406 FAX 0776-67-7429

E-mail shikin-g@fisc.jp

URL <https://www.fisc.jp>

